収受
6.1.16
日本税理士会連合会

事　務　連　絡
令和６年１月16日

日本税理士会連合会
会　長　太田　直樹　様

総務省自治税務局企画課

令和６年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

総務省におきましては、今般の令和６年能登半島地震による被災状況等に鑑み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づき、被災者に対する減免措置等について、適切に運営いただくよう地方団体へ通知するとともに、ふるさと納税ワンストップ特例の対応、森林環境税の免除及び被害を受けた土地等に係る評価等についても通知したところです。

また、このほか、固定資産税の大臣配分資産の申告期限の対応についても総務省ホームページにてお知らせしております。

つきましては、貴会におかれまして、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対して、別紙の内容に関する広報・周知等をお願い申し上げます。

なお、今回の地震により被害を受けられた方の税制上の措置等の詳細につきましては、総務省ホームページに順次掲載しております。

今後も新しい情報が掲載される予定ですので、随時御確認ください。

【添付資料】

・別紙１　令和６年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について（令和６年１月９日総税企第２号）
・別紙２　令和６年能登半島地震による被災者に対する申告等の期限の延長について（令和６年１月12日総税企第６号）
・別紙３　令和６年能登半島地震による被災団体の寄附者に対するふるさと納税ワンストップ特例の対応について（令和６年１月５日事務連絡）
・別紙４　令和６年能登半島地震による被災者に対する森林環境税の免除について（令和６年１月９日事務連絡）
・別紙５　令和６年能登半島地震により被害を受けた土地及び家屋に係る令和６基準年度向け評価等について（令和６年１月16日総税固第３号、総税評第２号）
・別紙６　令和６年能登半島地震により固定資産税の大臣配分資産の申告が困難な事業者の皆様へ（令和６年１月９日総務省ホームページ掲載）

【参考】

総務省ホームページ「令和６年能登半島地震関連情報」
https://www.soumu.go.jp/r6_noto_jishin/index.html

別 紙 1

総 税 企 第 2 号
令和６年１月９日

各都道府県知事　殿

総務省自治税務局長
（ 公 印 省 略 ）

令和６年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について

標記につきましては、下記の事項に留意の上、適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　地方税の減免措置等

令和６年能登半島地震による被災者に対しては、関係地方団体において、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、適切に運営されるようご配慮願います。

その際、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成 12 年４月１日自治税企第 12 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）（別添１）についてもご参照願います。

２　固定資産税及び都市計画税に係る措置

(1) 被災住宅用地特例等について

固定資産税及び都市計画税に関して以下の措置を講じていますので、ご留意願います。

ア　震災等により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）について、被災後２年度分（避難指示が出された一定の場合は解除後３年度分、被災市街地復興推進地域に定められた場合は４年度分）、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地特例を適用する特例措置

イ　震災等により滅失・損壊した家屋又は償却資産の所有者等が、当該家屋又は償却資産に代わる家屋又は償却資産を取得等した場合には、課税標準を４年度分価格の２分の１とする等の特例措置

(2) 令和６年度の固定資産の価格等の決定等について

令和６年度の固定資産の価格等の決定等については、地方税法第 389 条第１項ただし書、第 410 条第１項ただし書及び第 743 条第１項ただし書の規定に基づき、災害その他特別の事情がある場合においては、令和６年４月１日以後とすることが可能ですので、この点も踏まえつつ、ご対応いただきますようお願いします。

３　国税における措置

国税に関する申告等の期限の延長については、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第３条第１項の規定に基づき、国税庁において別添２のとおり、その地域を指定する予定としていますので念のため申し添えます。

【お問い合わせ先】

１のうち総則関係及び３について
自治税務局企画課　菊地係長、増田
TEL 03-5253-5658

１のうち都道府県税関係について
自治税務局都道府県税課　中川係長、堀口
TEL 03-5253-5664

１のうち市町村税関係について
自治税務局市町村税課　佐久間係長、朽木、井上
TEL 03-5253-5669

１のうち自動車税及び軽自動車税関係について
自治税務局自動車税制企画室　山西係長、高梨、河村
TEL 03-5253-5663

１のうち固定資産税、不動産取得税関係及び２について
自治税務局固定資産税課　檀田係長、梅谷主査
TEL 03-5253-5674

別添１

自治税企第 12 号
平成 12 年４月１日
（平成18年4月1日総税企第86号・一部改正
平成25年6月12日総税企第72号・一部改正
平成30年4月1日総税企第49号・一部改正
平成31年4月1日総税企第51号・一部改正
令和3年4月1日総税企第44号・一部改正）

各都道府県知事　殿

自治事務次官

災害被害者に対する地方税の減免措置等について

災害が発生した場合において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びこれに基づく条例により地方団体の長がとりうる措置としては、期限の延長、徴収の猶予及び減免がありますので、それぞれの制度の趣旨を御理解いただき、それぞれの事態に応じて、適切に対応されるようよろしくお願いします。

これらの措置については、従前の取扱い等にかんがみ別添に掲げる取扱い例を適宜参考として、税務における災害被害者の救済対策について適切に取り扱われるようお願いします。

なお、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（昭和 39 年 11 月 7 日自治府第 119 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）は廃止します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

【別添】災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例

第１　期限の延長に関する取扱い例

１　地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 20 条の５の２第１項の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき条例を定める場合には、次によることとする。

(1) 災害により、法第 20 条の５の２第１項に規定する期限までに同項に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から２月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。

(2) (1)の場合を除き、個別的事例ないし、狭い範囲内の事例については、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、災害がやんだ日から２月以内の期日を指定してその期限を延長することができるものとする。

２　１の(1)の取扱いについては、地方団体の長が判断して行うものであるが、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第３条第１項の規定により、国税庁長官が地域及び期日を指定して画一的に期限を延長する場合には、地方団体の長は、その国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長する。

３　分割法人で、その主たる事務所又は事業所の所在地に災害が発生し、その所在地の地方団体の長により期限の延長を認められたものが、その主たる事務所又は事業所の所在地以外の地方団体の長に対し、期限の延長の申請をしたときは、その主たる事務所又は事業所の所在地の地方団体の長が認めた措置に準じて、その期限を延長する。

第２　徴収の猶予に関する取扱い例

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方団体の長は、法第 15 条の規定により、その者の申請に基づき、適宜その徴収を猶予する。なお、法人の道府県民税、事業税及び市町村民税については、減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。また、固定資産税については、固定資産そのものの損害を生じない冷害、凍霜害等の農作物に係る災害を受けた場合には、その性格にかんがみ、原則として、徴収猶予の措置を講ずる。

第３　減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第 72 条の 62、第 323 条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

１　道府県税関係

(1)　個人の事業税（法 72 の 62）

(ｱ)　その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその資産の価額の２分の１以上である者で、前年中の法第 72 条の 49 の 12

第１項から第５項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事　業　所　得	軽減又は免除の割合
500 万円以下であるとき	全　部
750 万円以下であるとき	２分の１
750 万円を超えるとき	４分の１

(ｲ)　(ｱ)に該当するもののほか、その者（法第 23 条第１項第７号に規定する同一生計配偶者又は同項第９号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が甚大である者で、前年中の法第 23 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の３第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第１項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第１項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の２第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の２の２第１項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の４第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が 500 万円以下であるものに対しても、軽減することができる。

(2)　自動車税の種別割（法 177 の 17）

その者の所有に係る自動車につき災害により損害を受け、相当の修繕費（その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）を要すると認められる者に対しては、損害の程度に応じて２分の１以下の税額を軽減することができる。

２　市町村税関係

(1)　個人の市町村民税及び個人の道府県民税（法 323、45）

(ｱ)　災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事　由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全　部
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった者	全　部
障害者（法 292 条第１項第 10 号に規定する障害者をいう。）となった場合	10 分の９

(ｲ)　その者(納税義務者の法第 292 条第１項第７号に規定する同一生計配偶者又は法第 292 条第１項第９号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害

賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 10 分の３以上であるもので、前年中の法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第５項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度／合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の３以上10分の５未満のとき	10 分の５以上のとき
500 万円以下であるとき	２分の１	全　　部
750 万円以下であるとき	４分の１	２分の１
750 万円を超えるとき	８分の１	４分の１

(ｳ)　冷害、凍霜害、干害等にあっては、(ｱ)及び(ｲ)によらず、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の３以上であるもので、前年中の法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割の額(当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

合　計　所　得　金　額	軽減又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全　　部
400 万円以下であるとき	10 分の８
550 万円以下であるとき	10 分の６
750 万円以下であるとき	10 分の４
750 万円を超えるとき	10 分の２

(ｴ)　市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者

に係る個人の道府県民税についても当該市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。

(2)　固定資産税（法 367）

(ｱ)　その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は減免する。

(i)　農地又は宅地

損　害　の　程　度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の８以上であるとき	全　　部
被害面積が当該土地の面積の10分の６以上10分の８未満であるとき	10分の８
被害面積が当該土地の面積の10分の４以上10分の６未満であるとき	10分の６
被害面積が当該土地の面積の10分の２以上10分の４未満であるとき	10分の４

(ⅱ)　家　屋

損　害　の　程　度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全　　部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の６以上の価値を減じたとき	10分の８
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の４以上10分の６未満の価値を減じたとき	10分の６
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の10分の２以上10分の４未満の価格を減じたとき	10分の４

(ｲ)　その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

(ⅰ)　農地又は宅地以外の土地

(ｱ)の(i)

(ⅱ)　償却資産

(ｱ)の(ⅱ)に準ずる。

※　上記１及び２の取扱い例によるほか、大規模災害時に迅速な減免認定を行う必要がある場合等においては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第

90 条の 2 に規定する罹災証明書における住宅被害の程度を踏まえた減免基準を設けることも考えられる。

別添２

令和６年１月９日
国　　税　　庁

令和６年能登半島地震に係る
国税の申告・納付等の期限の延長について

この度の令和６年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、石川県及び富山県に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長する（地域指定）こととしましたので、お知らせします。

１　対象となる納税者

石川県及び富山県に納税地のある方（法人を含む。）

２　延長される期限

令和６年１月１日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

３　その他の地域に納税地のある方の期限延長

石川県・富山県以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

（注）今般の地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。

別紙２

総税企第６号
令和６年１月12日

各道府県総務部長
東京都総務・主税局長　殿

総務省自治税務局企画課長

令和６年能登半島地震による被災者に対する申告等の期限の延長について

令和６年能登半島地震による被災者に対しては、「令和６年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和６年１月９日総税企第２号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところです。

同通知において、国税庁における地域指定の予定についてご連絡していたところですが、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第３条第１項の規定に基づき、対象地域が指定されましたので、お知らせいたします。

この指定が行われたことも踏まえ、引き続き、申告等の期限の延長等について適切に運営されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

（別紙）

富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第一号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和六年一月十二日

国税庁長官　住澤　整

指定地域
富山県、石川県

別 紙 3

事　務　連　絡
令和６年１月５日

各都道府県ふるさと納税担当課
各都道府県ふるさと納税市区町村担当課　御中

総務省自治税務局市町村税課

令和６年能登半島地震による被災団体の寄附者に対する
ふるさと納税ワンストップ特例の対応について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第７条の規定に基づく、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例」）について、令和５年中に行った寄附については、令和６年１月 10 日までに寄附先の地方団体に「申告特例の求め」を行う必要がありますが、令和６年能登半島地震による被災団体の寄附者に対しては、同日以後に当該「申告特例の求め」が行われた場合であってもふるさと納税ワンストップ特例の対象として取り扱うなど、柔軟に対応するようお願いします。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

（連絡先）
自治税務局市町村税課
寄附金税制係
電話：03-5253-5669（直通）

別 紙 4

事　務　連　絡
令和６年１月９日

各都道府県市区町村担当課　御中

総務省自治税務局市町村税課

令和６年能登半島地震による被災者に対する
森林環境税の免除について

令和６年能登半島地震による被災者に対する国税である森林環境税の免除については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第３号）第 11 条第１号の規定、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和４年政令第 300 号）第４条及び第５条の規定並びに「森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について」（令和４年９月９日付け総税市第 76 号総務省自治税務局長通知）（別添１）に基づき、「森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について」（令和４年９月９日付け総税市第 77 号総務省自治税務局市町村税課長通知）（別添２）に留意の上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務として適切に運用されるよう、貴都道府県内の市区町村に対して周知をお願いします。

（連絡先）
住民税第三係
電話：03-5253-5669（直通）

別添1

総税市第７６号
令和４年９月９日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

総務省自治税務局長
（公印省略）

森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について

森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第７条第１項において、市町村が行うこととされており、当該事務については、同法第２１条において地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とされています。

このたびの森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和４年政令第３００号。以下「令」という。）の制定に併せて、地方自治法第２４５条の９第１項の規定に基づき、市町村が第１号法定受託事務として行うこととされた森林環境税の賦課徴収の事務を処理するに当たりよるべき基準について下記のとおり定めましたので、適切に運用されるようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても処理基準に従った事務処理を行う旨周知されるようよろしくお願いします。

記

１　令第４条第１項に規定する「市町村長が必要があると認める場合」について

令第４条第１項に規定する「市町村長が必要があると認める場合」とは、住宅の被災等の事由により、森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらず、令第３条第１項に規定する申請書の提出が遅れたことについてやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

２　令第５条に規定する「災害」の定義

令第５条に規定する「災害」とは、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和２２年法律第１７５号）第１条に規定する災害と同様であり、

原則として次に掲げるものとする。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害

⑵　火災、鉱害、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害

⑶　害虫、害獣その他の生物による異常な災害

3　令第５条第３号及び第４号関係

⑴　令第５条第３号及び第４号の規定に基づき、災害による住宅又は家財の損害金額を算出する際は、原則として「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除くこととする。

　このとき、「その他これらに類するもの」については、原則として次に掲げるものとする。

①　損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金

②　資産の損害の補塡を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

⑵　令第５条第３号及び第４号においては、罹（り）災証明書における住宅の被害の程度を踏まえた森林環境税の免除を行うことを認めているが、この場合の免除の可否の判定基準は、罹災証明書における住宅の被害の程度の区分に従うこととし、具体的な免除の可否については下表のとおりとする。

表：罹災証明書における住宅の被害の程度と免除の可否

住宅の被害の程度 ＼ 前年中の合計所得金額	免除の可否			
	半壊に相当するとき（損害割合20%以上30%未満）	中規模半壊に相当するとき（損害割合30%以上40%未満）	大規模半壊に相当するとき（損害割合40%以上50%未満）	全壊に相当するとき（損害割合50%以上）
500万円以下	－	免除する	免除する	免除する
500万円を超え750万円以下	－	－	－	免除する

※　罹災証明書における住宅の被害の程度により免除の可否を判定する際は、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除かず、住宅の被害の程度のみによって判定するものとする。

4　令第７条の判定基準

⑴　令第７条第１号及び第２号に掲げる免除の要件に該当するか否かの判定に当

たっては、市町村において、免除の可否の判定時点における個々の森林環境税の納税義務者の担税力の有無を慎重に見極めた上で、それらを客観的かつ総合的に勘案して判定を行うものとする。

なお、免除の可否の判定時点において、森林環境税の納税義務者に失業又は廃業等の担税力を一定程度減殺するような事実が生じている場合であっても、当該納税義務者の他の収入等の状況も勘案した上で判定を行うものとする。

また、一定の事由に該当する納税義務者について、当該事由が当該納税義務者の担税力に必ずしも影響を及ぼさないにもかかわらず、一律かつ無条件に免除する等の画一的な免除の可否の判定は行わないものとする。

⑵　令第７条第１号に規定する「収入が著しく減少した場合」及び同条第２号に規定する「森林環境税を納付することが困難であると認められる場合」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和４年総務省告示第３１０号）において規定されているが、同告示第二号のイからハまでの状態にある者についても、当該状態にあるという事実のみにより免除の可否の判定を行うことはせず、当該状態に該当することとなったことにより生活が著しく困難となった場合に該当するか否かという観点から、免除の可否の判定を行うものとする。

※　同号のイからハまでの状態に該当することとなる例としては、「疾病により多額の医療費を支出したこと」、「盗難により多額の被害を受けたこと」等が考えられる。

別添2

総税市第７７号
令和４年９月９日

各道府県総務部長
東京都総務・主税局長　殿

総務省自治税務局市町村税課長
（公印省略）

森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について（通知）

森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号。以下「法」という。）第７条第１項において、市町村が行うこととされているところですが、このたび、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和４年政令第３００号。以下「令」という。）が制定されましたので、併せて、令第１条及び第３条から第７条までに規定されている森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項をお知らせします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　森林環境税の非課税について

森林環境税の非課税基準については、令第１条に定められたところであり、これに基づいて森林環境税の非課税の判定を行うこととなること。この非課税基準については、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第４７条の３に規定する個人住民税均等割の非課税基準と同一の基準としているが、個人住民税均等割の非課税基準とは異なり、参酌基準ではないことに留意されたいこと。

２　森林環境税の免除について

(1) 森林環境税の免除の申請

森林環境税の免除については、令第３条第１項の規定に基づき、森林環境税の納税義務者からの申請書の提出を受けなければならないことに留意されたいこと。

(2) 森林環境税の免除の額

法第１１条の規定により免除される森林環境税の額は、その全額が対象となるため、一部の額のみを軽減することはできないこと。

また、令第４条においては、当該免除の額について、令第３条第１項に規定する申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額と規定していることに留意されたいこと。

(3) 森林環境税の免除の要件

森林環境税の免除の要件については、令第５条から第７条までに定められたところであり、これに基づいて森林環境税の免除の要件に該当するか否かの判定を行うこととなること。この免除の要件については、個人住民税の減免の要件とは異なり、各地方団体の条例に委任されていないことに留意されたいこと。

（参照条文）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第３号）

（免除）

第十一条　市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

一　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者

二・三　略

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和４年政令第 300 号）

（免除の額）

第四条　法第十一条の規定により免除される森林環境税の額（次項において「免除額」という。）は、前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額とする。

２　略

（法第十一条第一号の政令で定める者）

第五条　法第十一条第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　災害（法第十一条第一号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この条において同じ。）により死亡した者

二　災害により障害者（法第四条第二項第一号に規定する障害者をいう。）となった者

三　災害により自己（地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。同号において同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の三以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹り災証明書（同号において「罹災証明書」という。）により確認することができる者を含む。）で、前年の法第四条第二項第四号に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

四　災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が五百万円を超え七百五十万円以下であるもの

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和４年総務省告示第 310 号）

一　令第七条第一号に規定する収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合は、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった場合とする。

二　令第七条第二号に規定する森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合は、森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに次に掲げる状態に該当することとなったことにより、生活が著しく困難となった場合とする。

イ　失業又は廃業以外の事由によりその年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したこと。

ロ　やむを得ない多額の支出を行ったこと。

ハ　所有する資産について損害を受けたこと。

別 紙 5

総 税 固 第 3 号
総 税 評 第 2 号
令和6年1月 16 日

各 道 府 県 総 務 部 長　殿
（市町村税担当課扱い）
東 京 都 総 務・主 税 局 長　殿
（市町村税・固定資産税担当課扱い）

総務省自治税務局固定資産税課長
総務省自治税務局資産評価室長
（　公　　印　　省　　略　　）

令和6年能登半島地震により被害を受けた土地及び家屋に係る
令和6基準年度向け評価等について

能登半島地震により被害を受けた土地及び家屋に係る令和6基準年度向けの評価に当たっては、令和6年1月1日（賦課期日）時点における被災の状況（同日中に生じた災害によるものを含む。）に基づいて評価することとなりますが、その際、対象となる土地及び家屋の被害の状況によっては、別添「東日本大震災により被害を受けた地方団体等における平成 24 年度の固定資産の評価替えについて」（平成 23 年 10 月 14 日総税評第 46 号、各道府県総務部長及び東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局資産評価室長通知）による簡易評価に関する考え方が参考となり得る場合もあると考えますので、適宜ご参照願います。

なお、宅地（宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地を含む）の評価については、令和5年1月1日（価格調査基準日）以降、価額に修正を加えることができるのは、令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合とされている一方、個別の画地に係る所要の補正については、賦課期日現在の各筆の状況（同日中に生じた災害によるものを含む。）に基づき行うことが可能です。

また、同通知のうち、別表第5表「被害認定基準に対応した損耗残価率」については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当））」

において、「住家の被害の程度」は「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の6つに区分されていることを踏まえ、各区分に応じた必要な補正を講じていただきますようよろしくお願いします。

加えて、固定資産税においては1月1日中に生じた事情を同日を賦課期日とする年度の税額等に反映させることが基本です。このため、1月1日中に滅失した家屋に対しては課税されないものと解されますので、ご留意願います。また、例えば、1月2日以後に滅失した家屋については、1月1日の現況に基づき課税することになりますが、納税者の置かれた状況に十分配意して減免等を行うなど、適切に対応するようお願いします。

併せて、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和6年1月9日総税企第2号、各都道府県知事あて総務省自治税務局長通知）において示したとおり、令和6年度の固定資産の価格等の決定等については、災害その他特別の事情がある場合においては、令和6年4月1日以後とすることが可能ですので、この点についてもご留意願います。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の4（技術的な助言）に基づくものです。

（担当）
＜制度関係＞
固定資産税課　虫明理事官・宮本係長
TEL:03-5253-5674
＜土地関係＞
資産評価室　横山固定資産鑑定官・花堂係長
TEL:03-5253-5679
＜家屋関係＞
資産評価室　喜多川課長補佐・野村係長
TEL:03-5253-5680

別　添

「東日本大震災により被害を受けた地方団体等における平成 24 年度の固定資産の評価替えについて」（平成 23 年 10 月 14 日総税評第 46 号）　抜粋

東日本大震災により被害を受けた地方団体で、平成 24 年度の固定資産の価格を平成 24 年 3 月 31 日までに決定することが困難な地方団体については、地方税法第 410 条第 1 項ただし書の規定に基づき固定資産の価格の決定を延期することにより、固定資産評価基準に定める評価方法によって平成 24 年度の固定資産の価格を決定するために必要な期間を確保するといった対応も考えられますが、被害の状況等によっては、このような対応のみでは平成 24 年度の固定資産の価格を円滑に決定することが困難な場合も想定されるところです。

そこで、このような場合に対応するため、固定資産評価基準に定める評価方法を簡略化した固定資産の評価（以下「簡易評価」という。）に関する考え方を下記のとおりとりまとめましたので、参考までにお知らせします。この簡易評価に関する考え方は、他の災害により被害を受けた地方団体においても、被害の状況によっては、参考となり得ると考えられますので、必要に応じ、適宜ご参照願います。

また、東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域（以下「津波被災区域」という。）内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の課税免除及び東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域（以下「原子力災害避難区域」という。）内の土地及び家屋に係る平成 24 年度分の固定資産税等の課税免除に関し、平成 23 年 10 月 4 日開催の政府税制調査会において今後の方針が了承されましたので、その内容についても参考までにお知らせします。

貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨連絡願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1　土地関係

（1）及び(2)　略

（3）個別の画地に係る所要の補正について

（1）（2）の方法は、震災の影響による地価下落を面的に把握するものであり、個別の画地については、必要に応じて所要の補正を行うことができること。

なお、個別の補正を行う際の例として、次の方法が考えられること。

ア　宅地の場合

(ｱ)　平成 23 年度課税における災害減免の認定結果を活用する方法

各筆の宅地の評点数の付設に当たっては、別表第３表に示す補正率表（固定資産評価基準に定める画地計算法の附表7「がけ地補正率表」の準用）を活用して、災害被害者に対する地方税の減免措置の実施状況に応じた減価を行うことが考えられること。

(ｲ)　積算工事費を活用する方法（上記(ｱ)の方法を活用する場合以外）

震災による地割れ、地盤沈下、擁壁の損壊等の被害が生じた宅地を回復させるために造成が必要であることに着目し、「市街化区域農地の評価に用いる「通常必要と認められる造成費に相当する額」について」（平成 23 年 7 月 27 日総税評第 31 号資産評価室長通知）にある標準的造成費の額（別表第４表）を参考とした減価を行うことが考えられること。

イ　農地の場合

(ｱ)　各筆の田の評点数の付設に当たっては、固定資産評価基準別表第 1 の 1 田の比準表中の項目「災害」を活用できること。

(ｲ)　各筆の畑の評点数の付設に当たっては、固定資産評価基準別表第 1 の 2 畑の比準表中の項目「災害」を活用できること。

(4)及び(5)　略

２　家屋関係

(1)　地震、津波及び液状化により被災した家屋について

ア　地震、津波及び液状化により被災した家屋については、下記(ｱ)による損耗の程度に応ずる減点補正率（以下、「損耗減点補正率」という。）の適用方法が基本となるが、市町村の判断により下記(ｲ)の方法を参考としながら評価を行うことができること。

(ｱ)　損耗減点補正率は、部分別に求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて各部分別に求めることが原則であるが、家屋の被害の実態からみて部分別

損耗減点補正率基準表を適用することが困難である場合その他特に必要がある場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行うことができるものであり、この補正によって、部分別に損耗残価率を求めるのではなく家屋一棟単位で求め、これに経年減点補正率を乗じて算出した率を適用する方法。

(ｲ) 上記(ｱ)の家屋一棟単位の損耗残価率を求めるに当たって、「災害の被害認定基準」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 21 年 6 月内閣府(防災担当))、「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」(平成 23 年 3 月 31 日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)事務連絡)及び「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)事務連絡)(以下、「被害認定基準」と総称する。)に基づく被害認定の判定結果に対応する被害状況に応じた損耗残価率(以下、「被害認定基準に対応した損耗残価率」という。)を活用し、これに経年減点補正率を乗じて算出した率を適用する方法。

なお、この損耗残価率の目安を示すと、別表第５表のとおりとなること。

イ 地震、津波及び液状化により被災した家屋に対する損耗減点補正率の適用に当たっては、賦課期日現在の損耗の状況に応じて、別表第５表の被害認定基準に対応した損耗残価率の目安を活用するほか、当該市町村に所在する家屋の被害の実態に応じた損耗残価率を用いることもできること。

(2) 略

(3) その他

ア 損耗減点補正率は、賦課期日現在において、天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる経年減点補正率によることが適当でないと認められる場合に適用されるものであり、基本的には、当該家屋の価値が大幅に減少する程度の損耗が生じている場合に適用されるものであること。

なお、その場合において、経年減点補正率基準表に示されている経年減点補正率の最低限度(０．２０)の保持が不可能なときは、特例として、当該家屋の評点数が再建築費評点数の０．１０となる率を最低限度として補正できるものとする(平成 12 年 9 月１日自治評第 37 号資産評価室長通知)とされていることに留意すること。

また、平成 24 年度も固定資産評価基準第２章第４節経過措置五に相当する

措置を講ずる予定であること。

イ　災害の影響によって当該地域における家屋の需要等の状況が変化し、それに伴い当該地域に所在する家屋の価値が減少する客観的根拠が認められる場合には、需給事情による減点補正率を適用することが考えられること。

なお、原子力災害の影響による減価を反映するために当該減点補正率を適用する場合は、原子力災害避難区域であった区域及びその隣接地域等であって、減価の客観的根拠（関係府省のモニタリング結果等）が認められる場合に適用することが適当であると考えられること。

３　都道府県の果たすべき役割

本通知における簡易評価を適用する市町村が所在する都道府県にあっては、適用市町村間の情報交換及び相互の調整が行えるよう適切な支援を行うこと。

別表 第3表 災害減免割合対応補正率表

軽減又は免除の割合	補正率（%）
全部	55
10分の8	65
10分の6	75
10分の4	85

（注）

1. 左欄の「軽減又は免除の割合」は各市町村で行われた固定資産税の減免の割合を示すもの。
なお、減免の割合に対応する土地の被害面積の割合は、以下のとおり想定している。
・減免割合（全部）：土地の被害面積割合（10分の8以上）
・減免割合（10分の8）：土地の被害面積割合（10分の6以上10分の8未満）
・減免割合（10分の6）：土地の被害面積割合（10分の4以上10分の6未満）
・減免割合（10分の4）：土地の被害面積割合（10分の2以上10分の4未満）
2. 右欄の「補正率」は固定資産評価基準附表7がけ地補正率表の補正率を参考に左欄の割合に対応させたもの。

別表 第4表 市街化区域農地の評価に用いる「通常必要と認められる造成費に相当する額」

平坦地の場合

盛土の高さ	土盛整地費 (A)	擁壁費 (B)	合計 (A＋B)	H24.1.1/H21.1.1	1平方メートル当たり
cm	千円	千円	千円	倍	円
30	390	712	1,102	1.05	2,200
50	687	927	1,614	1.14	3,300
70	981	1,142	2,123	1.19	4,300
100	1,107	2,025	3,132	1.05	6,300
150	1,774	2,346	4,120	1.05	8,300
200	2,388	2,842	5,230	1.07	10,600

傾斜地の場合

切土整地費 (A)	擁壁費 (B)	合計 (A+B)	H24.1.1/H21.1.1	1平方メートル当たり
千円	千円	千円	倍	円
805	2,136	2,941	1.07	5,900

＜算定例＞
土地単価:30,000円/㎡の画地に地割れの被害が生じ、再造成を行うに当たり100㎝の盛土が必要な場合
盛土の高さ100㎝の場合の造成費6,300円/㎡
個別補正率＝6,300円/㎡÷30,000円/㎡＝21%

※画地の一部だけを再造成するような場合に適用すると、過大な補正となる場合があることに留意すること

別表第５表　被害認定基準に対応した損耗残価率

被害要因 判定	地　震	津　波	液状化による傾斜
全　　壊	40%程度	40%程度 （住家流出は評価対象外）	25%程度
大規模半壊	55%程度	55%程度	30%程度
半　　壊	75%程度	75%程度	45%程度

（注）

地震による「全壊」判定に対応した損耗残価率については、被害認定基準において「全壊」が損害割合 50%以上の住家を対象とするものであり、「全壊」とされる被害の程度に相当の幅があることを踏まえ、家屋の状況に応じて、40%程度を下回る損耗残価率の設定ができること。

その際、被害認定基準に基づく調査によって把握した個々の家屋の損害割合を参考として損耗残価率を求めること等が考えられること。

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications

アクセシビリティ閲覧支援ツール

別 紙 6

お知らせ

令和6年能登半島地震により固定資産税の大臣配分資産の申告が困難な事業者の皆様へ

令和6年能登半島地震により被害を受けられた新潟県、富山県、石川県、福井県に所在する大臣配分資産の指定事業者におかれましては、令和6年1月31日の大臣配分資産の申告期限に間に合わないおそれがある場合には、申告期限について被災状況を踏まえた対応が可能でありますので、必要に応じ、下記担当までご相談くださいますようお願いします。

連絡先
総務省自治税務局固定資産税課償却資産係
電話：03-5253-5675（直通）
メールアドレス：
syokyaku@soumu.go.jp

© 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.